

衆議院安全保障委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 15 日（金）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 13 号）

- ・木原防衛大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・重徳和彦君（立憲）及び赤嶺政賢君（共産）が討論を行いました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

（賛成一自民、維教、公明、反対一立憲、共産）

（質疑者）篠原豪君（立憲）、新垣邦男君（立憲）、住吉寛紀君（維教）、斎藤アレックス君（維教）
赤嶺政賢君（共産）、階猛君（立憲）

（質疑者及び主な質疑事項）

篠原豪君（立憲）

長期契約法改正案

- ア 防衛関係予算が増加しているにもかかわらずそのうちの義務的経費の割合が変わらない理由
- イ 新規後年度負担額の大幅な増加及び財政の硬直化に対する危機感の有無
- ウ 今回の法改正は契約期間が 5 年を超える特定防衛調達を本格的に活用するための布石であるとの考えの当否
- エ 防衛装備品の調達に係る契約の長期化は我が国の防衛産業の再編を阻害するため、結果的に我が国の国際競争力の強化に繋がらないとの指摘についての木原防衛大臣の見解
- オ P-1 哨戒機の調達案件について特定防衛調達の契約期間内に納入が完了しなかった理由及び未納入の 1 機について新たに通常の契約を締結したために上昇した費用を企業側に負担させる必要性
- カ 将来に向けた維持・整備経費の低減を狙う PBL 契約を価格競争が働かない随意契約で行う矛盾についての木原防衛大臣の見解

新垣邦男君（立憲）

(1) 長期契約法改正案

- ア 本法を恒久化する必要性についての木原防衛大臣の見解
- イ 本法による財政への影響及び効率化等の効果についての防衛省の評価
- ウ 国庫債務負担行為により支出すべき年限の上限を 10 か年度としている合理的理由及び現時点では本法の恒久化ではなく期限延長にとどめる必要性

(2) 在沖米軍基地問題

- ア 嘉手納飛行場の騒音被害の状況についての木原防衛大臣の認識
- イ 同飛行場の騒音を軽減する方策についての木原防衛大臣の見解
- ウ 滑走路の損傷により伊江島補助飛行場でパラシュート降下訓練が実施できない以上、同訓練の県外や国外への移転を米側に提案する必要性についての木原防衛大臣の見解
- エ 3 月 14 日にオスプレイの飛行を再開した理由についての木原防衛大臣の見解
- オ オスプレイが安全に飛行できると防衛省が判断した根拠

(3) 能登半島地震における対応

- ア 自衛隊のファスト・フォースの初動及び人命救助における課題及び反省点
- イ 大規模災害への対応を一元的に行う省庁を設置する必要性についての木原防衛大臣の見解

住吉寛紀君（維教）

- (1) 長期契約法改正案
 - ア 本法についてのこれまでの評価
 - イ 本法がもたらす財政の硬直化及び将来の政治家への責任の転嫁という2つのリスクについての木原防衛大臣の見解
 - ウ 本法の対象となる防衛装備品の選定基準及び国民に対して当該基準についての透明性を確保するための仕組み
 - エ 多くの未納入・未清算の問題を抱える有償軍事援助（FMS）が本法の対象となっている理由
- (2) 我が国の防衛産業の振興に向けた防衛省の取組
- (3) 防衛力整備計画
 - ア 本計画策定以降に生じた為替レートの悪化や物価高等による本計画の実施への影響についての木原防衛大臣の見解
 - イ 装備品の価格が上昇する中で本計画の実施を優先させることにより自衛官の処遇改善が後回しになる可能性
- (4) 自衛隊の災害派遣
 - ア 大規模災害に自衛隊が対処する際の国防体制
 - イ 能登半島地震の際にサイバー攻撃が増えた事実の有無及び大規模災害の際のサイバー防衛体制

齋藤アレックス君（維教）

防衛大学校

- ア 同校における近年の退学者数及び入舎から入学式までの間の入学辞退者数
- イ 退学者及び入学辞退者を減らすための対策

赤嶺政賢君（共産）

- (1) 長期契約法改正案
 - ア 令和5年度予算及び令和6年度予算における後年度負担の金額及びそのうち長期契約によるものの金額
 - イ 本法制定当時に中谷防衛大臣が財政の硬直化を招くことのないようにすると答弁したにもかかわらず、後年度負担が増加していることについての木原防衛大臣の見解
 - ウ 長期契約は国民の負担軽減ではなく軍拡の財源を保障する制度であるとの指摘に対する木原防衛大臣の見解
- (2) 沖縄県うるま市の陸上自衛隊訓練場の整備に係る用地の選定
 - ア 用地選定に係る検討の経過
 - イ 沖縄県立青少年の家との距離の考慮の有無
 - ウ 沖縄県立青少年の家の利用状況の県や施設への確認の有無
 - エ ヘリコプターの飛行の妨げとなる高圧線の設置状況の確認の有無
 - オ ヘリコプターの運用に関する安全性の確認の有無
 - カ 候補地選定のための部外への委託調査の実施の有無
 - キ 住宅や畑などに関する状況調査の実施の有無
 - ク 用地選定に係る検討の経過に関する書類を本委員会に提出する必要性

階猛君（立憲）

長期契約法改正案

- ア 本法の名称が「特別措置法」である理由
- イ 2028（令和 10）年度以降の防衛力整備計画の具体的内容
- ウ イの計画が整備されていない段階で、現行計画を実施するために新たに必要となる事業に係る契約の総額 43.5 兆円の枠を超えて装備品等の調達を行う可能性
- エ 本法を恒久化するのではなく現行計画の期間を期限とする時限法にすれば十分であるとの認識に対する木原防衛大臣の見解
- オ 現行計画以降に残る後年度負担額 16.5 兆円が財政の硬直化をもたらす可能性
- カ オの後年度負担額 16.5 兆円についての 2028（令和 10）年度以降の支払計画
- キ 2028（令和 10）年度以降は、オの後年度負担額を支払いながら新たな防衛力を整備していく必要があることから防衛関係費が 2027（令和 9）年度の 8.9 兆円と同水準では足りないのではないかとの考えの当否
- ク 防衛力整備の財源を確保するために再度増税を行うべきではないとの考えに対する木原防衛大臣の見解
- ケ 本法の恒久化については次期整備計画の見通しが立ってから議論を行う必要性
- コ 本法が防衛調達に要する経費の縮減に資するか否かの判断方法
- サ 原価計算方式について財政制度等審議会財政制度分科会が指摘した問題点についての防衛省の対応状況
- シ 過去に会計検査院が指摘した防衛装備品等の調達に当たり加工費が過大請求されていた事案についての木原防衛大臣の把握状況及び本事案に対する防衛省の対応
- ス 契約期間中にコストが変動した場合に契約価格を見直す準確定契約の導入についての検討状況
- セ これまでの特定防衛調達における契約対象及び縮減額の妥当性についての会計検査院による検査の有無